

京都市告示第573号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

令和4年2月14日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

笹屋町一丁目景観まちづくり協議会

2 地域景観づくり計画書の認定年月日及び番号

令和4年2月14日 第計012号

3 地域景観づくり協議地区の名称

笹屋町一丁目景観まちづくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市上京区笹屋町一丁目の全域

5 景観の保全及び創出の方針の概要

西陣の中心地域の一角にあり、西陣の固有景観が維持されている笹屋町一丁目では、町家（ちょういえ）を中心に文化や伝統の継承や町内の親睦を深めてきた。このような歴史と伝統を持ち長年にわたり住民の『顔の見える関係』を営々として維持してきた先人たちの営みに誇りを持つとともに、将来にわたってこの地域の『宝』を維持・発展させる。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

令和4年2月14日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）